

釜蓋区個人情報取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本区が保有する個人情報を適正に取り扱うため必要な事項を定め、区民の権利利益を保護することを目的とする。

(区の責務)

第2条 本区は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、区の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(区民への周知)

第3条 この要領は、区の総会資料又は回覧により、区民に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 この要領において、「個人情報」とは、「隣組長よりの届出」、「家族(世帯カード)」等により区が取得した次に掲げる個人に関する情報とする。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- (2) その他、区の活動において必要とする情報で、本人の同意を得て取得したもの

(個人情報の利用)

第5条 個人情報は、次に掲げる目的のため必要な場合のみ利用するものとする。

- (1) 区費の請求及び管理、文書の送付
- (2) 区民の名簿及び地図の作成
- (3) 第7条第1項の規定に基づく第三者への情報の提供

(個人情報の管理)

第6条 個人情報が記載された情報は、区長の責任のもと適正に管理し、夜間等においては、鍵のかかる保管庫等で厳重に保管するものとする。

- 2 個人情報が記載された書類等が不要になったときは、区長立会いのもと、裁断等の適切な方法で、速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の提供)

第7条 次に掲げる場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を提供先に応じ提供する先を定め、第三者に提供することが出来るものとする。

- (1) 法令、市の条例等に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のため必要な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合であっても、区民本人から個人情報の提供を拒む旨の申出があったときは、提供を行わないものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月9日から施行する。